

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

結婚後、年金手帳の再交付を受けた昭和 43 年 5 月に市役所の窓口で、前の期間の保険料を納めないと年金が受け取れないと言われ、前の期間の分を納付した。

平成 19 年 8 月に年金記録を照会したところ昭和 41 年 4 月から納付しているはずの国民年金保険料納付済期間は 42 年 4 月からになっていた。

昭和 41 年度の 1 年間は未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和 42 年 4 月から 60 歳到達までの国民年金被保険者期間はすべて納付期限内に納付していることから納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が会社を退職した後、引き続き年金に加入するため申立人に係る国民年金加入の手続を行ったとする申立人の妻は、制度発足当初から加入し、60 歳到達までの被保険者期間はすべて納付済みであるとともに、納付日が確認できる期間はすべて期限内に納付していることから保険料納付に積極的であることがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 5 月に払い出されており、当該国民年金手帳において保険料納付は確認できないものの、その後、43 年 5 月に国民年金手帳が再交付され、再交付された手帳により 43 年度から申立人が申立人の妻と同日で納付していることが確認できる。また、再交付された年度に、申立人の昭和 42 年度分の国民年金保険料が過年度納付されていることが市役所の被保険者台帳により確認できる。

加えて、申立人の妻は、申立人の国民年金手帳の再交付時に、申立人の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしており、この時点において、申立期間は過年度納付が可能であることから、申立人の妻は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成5年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月

国民年金加入後は、60歳まで一度も滞納なく納付してきたのに、社会保険庁からの被保険者記録照会の回答では、加入月数と納付月数に1か月の差異があり未納となっていることが分かった。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和56年5月に国民年金に加入し、60歳になるまでの期間は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の妻は、国民年金制度発足当初から60歳到達までの被保険者期間はすべて納付しており、申立人が60歳に到達する年度までの納付日について、社会保険庁の国民年金被保険者記録により確認できる期間はすべて申立人と同日で納付していることが確認できる。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料の納付日については、すべて毎月納付であり、その納付日は月末に近い日となっていることから、申立人夫婦は口座振替により国民年金保険料を納付していたことがうかがわれ、申立人の申立期間にかかる保険料も口座振替により納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から41年3月までの期間及び44年4月から47年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から41年3月まで
② 昭和44年4月から47年11月まで

新聞で国民年金制度ができたことを知り、当時子供に恵まれなかった私は老後のことを考えて任意加入の手続をした。当時は婦人会の担当者が毎月集金に来られ、納付の都度領収書をもらっていた。昭和41年に夫が亡くなり法定免除の手続をしたが、子供が大きくなり働きに出るようになったため、法定免除期間の追納額を市役所で計算してもらい、分割で納付した。必死で掛けてきた年金なので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

被用者年金制度加入者の配偶者は国民年金の任意加入者であるとの認識を持ちながら、子供がいなかったために老後のことを考えて加入手続をしたとする申立人の主張に不自然な点はみられない。

また、申立人は婦会の集金担当者の氏名を記憶しており、近所の住民も国民年金制度発足当初からその者が集金を行っていたと証言していることなどから、申立人の居住する地域において婦会による集金実態があり、申立人の自宅にも集金に来ていたことが推認される。

さらに、申立人は働き始めた昭和47年に、法定免除期間について市役所で相談し分割で追納したとしており、申立人の納付記録を見ると47年から納付を再開していることが確認でき、申立人が申立期間を含む法定免除期間の分すべてを追納する意思を有していたことは明らかで、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 429

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、当時、材木店に勤め収入面で余裕があり、家を購入するなどお金には困っていなかった。国民年金保険料は、妻が私の分と一緒に納付書で毎月必ず納付しており、これが滞ったことはない。収入が安定していたにもかかわらず保険料の納付が 2 年間免除になっているのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金に加入後は、申立期間を除き未納期間がない上、申立人の主張どおり、申立期間前後は、夫婦共に現年度納付していることが確認でき、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人夫婦は、「収入面で余裕があり、そのころに家を購入するなど生活には困っていなかった。」と主張しており、登記簿謄本を確認したところ、申立人の主張どおり、結婚後すぐに A 市 B で新築住宅を購入後、申立期間内の昭和 60 年 2 月に同市 C に引っ越した際も新築住宅を購入していることが確認できることから、申立期間当時、申請免除の手続を行うような経済状態にはなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 430

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで

私の夫は、当時、材木店に勤め収入面で余裕があり、家を購入するなどお金には困っていなかった。国民年金保険料は、私が夫の分と一緒に納付書で毎月必ず納付しており、これが滞ったことはない。収入が安定していたにもかかわらず保険料の納付が 2 年間免除になっているのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金に加入後は、申立期間を除き未納期間はない上、申立人の主張どおり、申立期間前後は、夫婦共に現年度納付していることが確認でき、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人夫婦は、「収入面で余裕があり、そのころに家を購入するなど生活には困っていなかった。」と主張しており、登記簿謄本を確認したところ、申立人の主張どおり、結婚後すぐに A 市 B で新築住宅を購入後、申立期間内の昭和 60 年 2 月に同市 C に引っ越した際も新築住宅を購入していることが確認できることから、申立期間当時、申請免除の手続を行うような経済状態にはなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 431

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び50年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年2月
② 昭和50年10月から51年3月まで

自営業を営む家に嫁ぎ国民年金に加入した。私の国民年金保険料の納付は、亡くなった夫が、家族の保険料をまとめて金融機関か市役所の窓口で納付していた。まとめて納付していたのに、私の分だけ未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて7か月と比較的短期間であり、また、申立人は、申立期間を除き未納が無く納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、家族の国民年金保険料を申立人の配偶者がまとめて納付していたと主張しており、申立人については、申立期間前後の保険料納付の時期を確認できる資料が残存していないものの、申立人の義父母については、市役所に保管されている検認カードの検認日から、両名が同日に納付していることが確認できる。

さらに、申立期間の前後について、申立人と申立人の義父母は現年度納付し未納期間は無い上、家族の生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立人だけが申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで

私は、昭和40年10月ころにA市B区内のC所に住み込みで就職した際に、国民年金に加入した。申立期間①の国民年金保険料については、仕事の合間に区役所で納付したと思う。その後、昭和44年2月に結婚してD市に家を購入してB区内のC所に通勤していたが、申立期間②の保険料については、D市役所の委託を受けて集金に来ていた人に納めたと思う。この二つの申立期間について、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期であるとともに、申立期間②以降の国民年金加入期間は、すべて納付済みである。

また、納付年月日が確認できる昭和60年度以降は、ほぼ納付期限内に国民年金保険料を納付しており、納付意識が高いと考えられる。

さらに、申立人は、D市が委託した集金人に納付したと主張しているが、当時、D市では、市嘱託の保険員が休日も集金に出向いていたこともあるとしており、申立人の主張と一致するところもみられる。

加えて、平成19年12月11日に昭和46年1月から同年3月までの3か月分の保険料の納付記録が追加されているなど、不適切な事務処理もみられる。

2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和40年10月ころに、B区役所で加入手続をして国民年金保険料を3か月分ずつ納付したと主張して

いるが、国民年金手帳記号番号は 42 年 1 月 31 日に払い出されていることから、申立期間①は過年度分保険料のため現年度納付はできず、当時 A 市では、区役所において過年度分保険料を収納していなかった。

また、申立人について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の主張する当該期間の保険料額が大きく相違しているなど納付金額についての記憶も不明確である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄は、昭和 41 年度から始まっており、41 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料の検認印が 42 年 3 月 13 日付けで一括押印されており、これ以前に申立期間①の保険料を納付したことは考えにくく、申立人は、保険料の納付を 41 年度から開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間①の保険料を納付した事実が確認できる資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から平成2年3月まで
② 平成4年6月

私は、父親が、結婚前の昭和43年8月ころに、A県B市で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付していたことを聞いたことがある。昭和44年2月に結婚してからは夫が保険料を納付してくれていたはずである。社会保険事務所から納付した証拠も記録もないと言われては、何の反論もできず、任意加入して追加納付しているのが現状である。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、その前後の期間は納付済みであり、申立人が納付したと主張する保険料額(8,400円)は、当時の保険料額(9,700円)に比較的近い金額である。

また、平成5年4月から14年6月までの期間については、保険料の納付日が申立人の夫とほぼ同じである。

さらに、平成14年7月22日に、申立人の氏名が「C」から「D」に訂正変更されているなど不適切な事務処理もみられる。

2 一方、申立期間①については、申立人が居住していた市区町村を管轄する各社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の氏名がなく、社会保険庁の国民年金被保険者記録の管理システムがオンライン化された以降の払出しと考えられ、申立人の申立期間の最終住所地(E市F区)を管轄するG社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日の最終の日付が、昭和62年3月10日であり、

申立人は、この日以降に国民年金に加入したものと推測されることから、少なくとも、59年12月以前の保険料は時効のため納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、保険料の納付にほとんど関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明確である。

加えて、申立期間①について、国民年金保険料を納付した事実が確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年11月1日から35年4月1日までの期間及び35年10月1日から36年1月5日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月1日から31年11月1日まで
② 昭和31年11月1日から35年4月1日まで
③ 昭和35年6月1日から同年10月1日まで
④ 昭和35年10月1日から36年1月5日まで
⑤ 昭和36年1月5日から同年11月1日まで

申立期間①については、高校を卒業して姉夫婦を頼り上京し、初めての就職でもあったことから、昭和30年の秋にA社に就職したことは、覚えている。最初の1年間は厚生年金保険に未加入とは考えられない。また、A社を退職後、35年6月から36年11月にB社に入社するまでの期間は、C社に勤務していたので、申立期間③及び⑤は、同社において厚生年金保険の被保険者だったはずである。

申立期間②及び④は、社会保険事務所で脱退手当金が支給されていると言われたが、厚生年金保険を脱退出来ることも知らなかった。脱退手当金の支給日は、結婚してDに転居し、妊娠中でもあり、脱退手当金を請求するような環境にはなかった。

納得できないので調べて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び④の脱退手当金は、申立期間④に係る厚生年金保険の資格喪失日から約2年8か月後の昭和38年8月26日に支給されたこととなり、しかも、支給決定日には、事業所は全喪しており、事業主が代理請求したとは考えられない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②及び④の後に勤務した事業所については計算の基礎に含まれておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が3回の被保険者期間のうち、2回のみを請求し、最後の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されている時期は、EからDに嫁いで妊娠中であり、生活も安定している時期に、脱退手当金の手続をすることは不自然である。

加えて、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と相違しており、その誤差の発生原因も不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間①、③及び⑤について、事業所照会を実施したところ、当時のA社及びC社の事業主は既に亡くなっており証言を得ることができないほか、同僚も不明で申立人の申立期間に係る勤務実態については、確認できる資料が無いため、申立の事実を裏付ける関連資料や供述を得ることができない。

また、申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和31年11月1日であることが確認でき、それより前に同社が適用事業所であった記録は無い。

さらに、申立人が、申立期間①、③及び⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、③及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から51年3月まで

昭和46年12月から51年3月までの国民年金保険料について照会したところ、納付の事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、当時はまだ独身で、A市に住んでいた時は、私が母親にお金を渡して、母親が市役所へ納付に行っていたと思う。

昭和50年11月ころ、B市に引っ越した際、何か月分か未納があり、その請求がA市からきたので、まとめて支払った記憶がある。

支払った場所、金額は憶えていないが、上記期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親は申立期間の保険料納付に係る当時の記憶が曖昧であり、申立人自身は、申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、B市に転居した際に、転居前のA市における未納については、A市から請求が来たのでまとめて支払った記憶があるとしているが、前住所地において国民年金保険料の未納があれば、現年度分については転居後のB市から連絡があり、過年度分については社会保険事務所から催告されるものであることから、転居前のA市から催告状が送付されることは、考えにくい。

さらに、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年12月24日に払い出されており、申立人はこのころに同年4月1日からの国民年金の加入を行った

ものと推察され、この時点において申立期間のうち49年9月以前の期間は時効により納付することはできない上、49年10月から51年3月までの期間は過年度保険料となるため市役所から納付書が送付されることは無く、市役所で納付することもできない。また、社会保険事務所から申立人に対し催告状が送付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 50 年 1 月まで

昭和 34 年に結婚して A 市から B 市に嫁いできました。当時は農家の仕事は何もわからない日々を過ごしていましたが、その時、姉 (A 市在住) から国民年金の話聞いて将来のことを考え手続きを行い、国民年金保険料を支払ってきました。保険料は 3 か月分で 1,000 円ぐらい支払っていたと記憶しております。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年に結婚して B 市に嫁いで来た後、36 年から国民年金に加入したとしているが、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は 50 年 3 月 4 日に払い出されたことが確認でき、申立人は国民年金の任意加入被保険者であることからさかのぼって加入することができない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳の交付を受けたのはオレンジ色の手帳が 1 冊であるとしており、当該手帳は昭和 50 年ころから使用することとなった年金手帳であることから、国民年金手帳記号番号が払い出された時に交付されたものと考えられる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び納付状況についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人は納付していた保険料は 3 か月で 1,000 円くらいとしているのみであり、申立期間の保険料額は変遷していることから納付した時期は不明確である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 436

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年ころから48年12月までの期間及び49年1月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年ころから48年12月まで
② 昭和49年1月から50年9月まで

A市に住んでいたころ、国民年金の加入を勧奨する新聞、テレビ等の広報を見て、近所の人と一緒に加入した。

国民年金加入後、毎年納付書が送られてきて、毎月銀行で付加保険料も含めて納付していた。

その後、B市に引っ越したが、それからもずっと保険料を納めていた。

昭和52年にC市に引っ越した後、夫が私の代わりにB市役所から年金手帳をもらって来た。その年金手帳の資格取得日が昭和50年10月27日になっているのを見て驚いたが、忙しかったのと国の制度だから大丈夫という気持ちがあり、そのままにしていた。

それから4～5年してからA市及びB市役所に問い合わせたが、年金手帳のとおりですとのことで訂正してもらえなかった。65歳になり年金を受給する前にもその話をしたが、訂正してもらえなかった。

最近になって年金問題がクローズアップされたので、社会保険事務所で記録の照会を申し出たが、保険料納付の事実が確認できないとのことなので、第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に払い出されていることが確認でき、これ以前に申立人に対し別の番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、この時点において、申立期間①に係る保険料の一部は時効

により納付することはできない。

また、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び台帳には申立人の氏名は見当たらない上、社会保険事務所が保管する被保険者台帳をみると、昭和49年度までは斜線が引かれており、50年4月から同年9月までは空欄であることから申立期間については未納若しくは未加入であることが確認できる。

さらに、申立人は、毎月、定額保険料の400円と付加保険料の100円を納付したと主張しているが、当時の保険料額は、定額保険料は450円（昭和46年1月）から1,100円（50年9月）、付加保険料は350円（46年1月）から400円（50年9月）であり、申立人の主張とかい離している。

加えて、一緒に加入したとする友人の連絡先は不明であるため当時の加入状況について証言を得ることはできず、申立人が保険料を納付したとする銀行においては当時の領収書の控え等はすでに処分しているとしており、申立期間の保険料納付に関して確認することはできない。

その上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 437

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年8月まで
昭和46年1月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続をした。
納付書が自宅に送付され、B銀行本店又は同行C支店にて国民年金保険料を納付した。記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続をし、自宅に送付されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料をB銀行本店又は同行C支店にて納付したと主張しているが、A市が納付書の発行を開始したのは、昭和49年4月からであることが確認でき、市役所から納付書が送付されてきたとの申立人の主張は不自然である。

また、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月2日に払い出されていることが確認でき、複数の読み方で氏名検索を行っても申立期間に申立人に該当する記録は無く、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳は1冊しかもらっていないとしており、申立人が所持するこの国民年金手帳には、はじめて被保険者となった日が昭和50年8月29日と記されていることから推認すると、当時の資格種別が任意加入である申立人は、同日に初めて国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間当時、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 438

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から同年12月及び42年12月から45年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年11月及び同年12月
② 昭和42年12月から45年1月まで

申立期間①については、事業所を退職後、昭和39年11月に厚生年金保険から国民年金への切替手続のため、妻が私の国民年金保険料をA区役所で納付した。2か月間の納付記録がないのは納得できない。

また、申立期間②については、B社会保険事務所で国民年金保険料をまとめて納付できるとの説明を受け、昭和50年12月に妻が保険料を金融機関の窓口でまとめて納付した。夫婦分の保険料をまとめて納付したにもかかわらず、納付期間が妻より短いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の妻が申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続のため、昭和36年11月にA区役所に出向き、国民年金保険料を納付したとしている。

しかしながら、申立人は、申立人の妻が申立期間の保険料を納付した際、国民年金手帳は発行されず、その後も、区役所から国民年金手帳の送付が無かったとしており、昭和36年11月に国民年金保険料を納付すれば、その時点で初めて国民年金に加入することになることから、国民年金に加入した者に対して国民年金手帳が発行されないとは考え難い。

また、申立人の当時の住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立人の妻が金融機関の窓口で夫婦分の保険料をまとめて納付したとしている。

しかしながら、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料をさかのぼって納付した期間や納付金額の記憶も曖昧^{あいまい}である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年7月の時点では、60歳到達時の前月までの納付月数が受給資格期間である300月に満たない状況にあったが、50年12月に45年2月から46年12月までの期間について特例納付したことにより、上記の月数がちょうど300月となっており、同時に納付した申立人の妻についても、上記の月数が300月となるように特例納付していることからみて、申立人の妻は、申立人の受給資格期間を満たす最低限の期間について特例納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 439

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年10月まで

A社会保険事務所で国民年金保険料をまとめて納付することができるとの説明を受け、昭和50年12月に保険料を金融機関の窓口でまとめて納付した。夫婦分の保険料をまとめて納付したにもかかわらず、納付期間が夫婦で異なるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、金融機関の窓口で夫婦分の保険料をまとめて納付したとしている。

しかしながら、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料をさかのぼって納付した期間や納付金額の記憶も曖昧である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年7月の時点では、60歳到達時の前月までの納付月数が受給資格期間である300月に満たない状況にあったが、50年12月に44年11月から46年12月までの期間について特例納付したことにより、上記の月数がちょうど300月となり、同時に納付した申立人の夫についても、上記の月数が300月となるように特例納付していることからみて、申立人は、受給資格期間を満たす最低限の期間について特例納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和44年11月以降の領収書を保存しているにもかかわらず、申立期間に係る領収書を一枚も保存していないのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 440

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月から52年3月まで

私は、出産後会社を退職して、厚生年金保険から国民年金に切り替えの手続に行った際、夫が国民年金に長期間未加入状態であることが分かったので、夫も国民年金に加入し過去の未納分を支払う旨を申し出た。しかし、2年分しかさかのぼって保険料を払えないとのことであったため、夫の未納分を私が支払いました。加入後は夫と私の分の納付書を持って市役所や支所に保険料を支払ってきました。にもかかわらず、夫の分が納付され、私の分だけが未納となっているのは納得がいきません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月か6月ころA市役所で夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を夫の分と一緒に納付したと主張しているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、49年2月12日に払い出されており、このとき申立人は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の強制加入被保険者ではなかった。

また、A市が保管している申立人の夫の国民年金被保険者名簿によると、①昭和48年度分を49年1月8日に現年度納付、②49年4月から同年12年までの分を49年8月8日に現年度納付、③47年7月から48年3月までの分を49年10月1日に過年度納付をしているのが確認でき、当時定期的に納付していたわけではない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月からB市に転居する51年11月までの間でA市において、申立人に対して払い出された記録は無く、Cの社会保険事務所で52年8月10日に払い出されており、一緒に転居した夫については払い出されていないので、このとき初めて申立人に対

して払い出されたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 2 日まで
② 昭和 46 年 3 月 8 日から同年 5 月 16 日まで

私は、結婚するまで3つの事業所に勤務していたが、1つには厚生年金は無く、ほかの2つについては脱退手当金の支給済みであった。私の記憶では、脱退手当金を請求した覚えは無く、支給を受けた覚えも無い。

後日、社会保険事務所から脱退手当金の請求関係書類を取り寄せた旨の連絡を受け、確認をしたところ自分が請求したことになっていた。

しかし、婚姻後の昭和 48 年 8 月に請求していること、請求が旧姓であること、受取先が実家の近くではなく 1 駅先にある郵便局になっていることに疑問が生じた。

支給通知書が請求書の住所地に届いていれば母と兄夫婦が住んでおり、連絡があるはずであるし、通知書を見ていたのであれば記憶に残っているはずである。以上のことから、脱退手当金を受けた覚えは無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の氏名、住所が記載された真正なものと認められる脱退手当金裁定請求書が存在する上、申立人の健康保険厚生年金被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る最終事業所では、女性社員は少なく退職者 12 名のうち支給記録のあるものは3名であり、事業所は手続の説明は行っていないとしていることから、代理請求の可能性は低いと考えられる。

なお、申立人は脱退手当金を受け取っていないとしているが、脱退手当金

裁定請求書の住所は、申立人の実家の住所となっており、さらに、請求書の記載不備のため申立人あて返戻され、再度社会保険事務所へ請求書が送付されていることも確認でき、申立人の家族が手続にかかわることは可能であったとみられる。

さらに、申立人は脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年から 48 年 3 月
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和 44 年から 48 年 3 月までの記録が無いとの回答を得た。
昭和 44 年から 48 年 3 月までの間、A 市 B 町の C 事業所で勤務したことは間違いないので、この期間の被保険者期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 事業所の事業主及び同僚の証言並びに当時の勤務実態に係る申立人の申立内容により、申立人は当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号にも欠番は無く、当該期間に申立人に対して健康保険被保険者証が発行された形跡は見当たらない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立期間を含む複数年にわたり算定基礎届の処理が行われたことが記載されており、申立人が厚生年金保険被保険者として同事業所に在籍していれば、複数年にわたり申立人に係る算定基礎届が社会保険事務所に提出されないとは考え難い。

さらに、勤務期間や保険料控除についての申立人の記憶は不明確である上、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

加えて、事業主は、「申立人はいわゆる職人であり、職人のなかには保険料を控除しないことを希望するものもいた。」と証言している上、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 33 年 4 月 13 日まで

申立期間の年金記録について照会したところ、脱退手当金が支払済みになっているとの回答をもらったが、私は脱退手当金の制度を知らなかったし、退職に当たり脱退手当金の受給手続きもしていない。また、脱退手当金の支給日が退職の1年後とのことであるが、当時は洋裁学校に毎日通学しており、手続きをすることは物理的にも困難であったため、支給済との記録は合理的根拠を欠くと思料する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後に支給決定されているものの、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理にも不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、当時、厚生年金保険制度及び脱退手当金制度について知識が無く、脱退手当金の手続きをする場所も知らなかったとしており、さらに脱退手当金が支給決定されたころは、洋裁学校へ毎日通学していた時期であり、脱退手当金の手続きをすることなど不可能であったと主張しているが、当該主張は脱退手当金の支給を疑わせる事情とまでは考えられない。

加えて、申立人から意見聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 31 年 10 月 1 日から 33 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで

昭和 31 年 4 月 1 日に A 市の B 社に就職し、同年 9 月末で退職した。その後、父の会社である C 社に昭和 31 年 10 月 1 日から 33 年 9 月末まで勤務した後、33 年 10 月 1 日に同僚 3 人で D 社を設立。同社はその後、E 社に吸収合併され、E 社 F 営業所となったが、引き続き勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、B 社で勤務した期間、C 社で勤務した期間及び D 社で勤務した期間のうちの最初の 10 か月間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できないので記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の兄からは申立人が同社に勤務していたとの証言があるものの、申立期間当時同社に勤務していた 3 名の従業員からは申立人が当時勤務していた旨の証言を得ることはできなかった。また、このほか申立人が B 社に勤務していたことを確認できる関連資料等はない。

申立期間②について、当時の C 社では、申立人の父親が社長を務め、申立人を含む申立人の兄弟 5 名のうち 3 名が勤務していたことが確認でき、同僚及び 2 名の兄の証言から、当該期間に申立人が同社に勤務していたことは推認できる。しかし、社長である父親及び 2 名の兄には厚生年金保険の加入記録は無く、家族の者には厚生年金保険を適用していなかったことが推認できる。

申立期間③について、D 社は、C 社から G 系の事業部門が独立したもので

あり、同社に勤務していた同僚及び兄の証言から、当該期間に申立人が勤務していたことは推認できる。しかし、社長である申立人の叔父及び同僚には同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 33 年 10 月 1 日から厚生年金保険の加入記録があるものの、申立人及びD社の設立に関与した申立人の兄には 34 年 7 月末まで厚生年金保険の加入記録は無く、34 年 8 月 1 日に二人が同時に資格取得していることから、申立人の家族については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となってから 33 年 7 月 31 日までの期間は、厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、B社、C社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間前後の健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月ごろから 35 年 8 月ごろまで
昭和 32 年 3 月に A 県の B 中学校を卒業して、その年の 4 月ごろに C 社に入社し、D 町にある支店に勤務した。
正社員であり、朝から夕方まで 1 日 8 時間勤務し、セメントを扱う仕事をしてきた。
19 歳の 9 月 19 日に実家のある A 県を出て、兄がいる E に向かうその直前のころまで、C 社で仕事をしているはずである。
記録が全くないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の仕事内容や同僚の氏名について詳細に述べており、その内容から判断すると、申立人が申立期間に C 社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、社会保険事務所に保管されている同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の氏名の記載は確認することができない上、申立期間前後において健康保険の整理番号に欠番は無く、補正の跡も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、同社は、当時の事業主はすでに亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるとしているが、同社にて保管している当時の社会保険の記号番号が記された人事記録には、申立人の名前は確認できず、職種内容からみると正社員以外にアルバイトや日雇いなどの雇用形態もあった可能性もあるとしている。

さらに、申立人とほぼ同時期に同じ年齢で入社し、同質性の高い業務内容で勤務していたとされる同僚についても、同社における厚生年金保険の加入

記録は確認できないことを考え合わせると、同社では、業務内容・雇用形態等によって異なる厚生年金保険の取扱いを行っていた可能性がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 1 月まで

昭和 43 年 4 月に販売員を募集していた A 社 B 支店に入社した。入社当初は C 百貨店、約 1 年後には D 百貨店の子供服売り場で働いた。D 百貨店で働いていた当時、仕事中に右手を骨折して 2 か月間通院したこともある。また、同僚に E さんという人がいた。厚生年金保険料も控除されていた記憶があるので、厚生年金保険に加入していなかったはずはない。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店（後に、F 社 B 支店に変更。）において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、同社本社において保存している社会保険関係の届出書類並びに健康保険組合、厚生年金基金及び企業年金基金連合会における加入記録に申立人の名前は見当たらず、在籍の有無についても確認できない。また、申立人の同僚についても、申立人と同様に、同社 B 支店における厚生年金保険に係る記録の確認はできない。

さらに、社会保険事務所で保管している申立期間に係る同社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、同社 B 支店において申立期間当時の賃金台帳は保存されておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月15日から31年4月7日まで

私は、脱退手当金の請求手続きはしていないし、また、脱退手当金を受領した覚えも無い。当時とすればかなりの金額であり、受給していれば忘れるはずは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年10か月後に支給決定されているものの、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から意見聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 1 日から 43 年 6 月 30 日まで
私は、昭和 39 年 12 月 1 日に、親族の友人の紹介で A 町にある B 社に就職し、43 年 6 月 30 日まで働いていたにもかかわらず、社会保険事務所に照会した結果では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の証言が具体的であり、B 社の本社移転の時期も証言どおりであることから判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、B 社の統合会社である C 社が保管する申立期間に係る標準報酬決定通知書控えには、申立人の氏名は無い上、同社では、申立期間当時の人事記録等の資料を既に処分しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管している B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険証の整理番号に欠番は無いことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとは考え難い。

さらに、申立人が記憶していた同僚の厚生年金保険の加入記録を確認すると、加入記録が全く無い者がいることから、事業主は、一部の社員について、勤務実態等に即して厚生年金保険の加入手続を行わなかったことがうかがえる上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせるような証言も得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで

中学を卒業後、就職のためにAからBへ来た。当時は会社の寮に住み込んで勤務していた。現金を封筒に入れた状態で給与をもらっていたが、給与明細書は無かった。昭和 31 年 3 月から 34 年 5 月まで継続して勤務していたので、31 年 3 月 1 日から 33 年 3 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、C社の寮に住み込んで勤務していたとの主張及び複数の同僚の証言から判断して、申立人は同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間にかかる同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の整理番号にも欠番は無く、申立人の厚生年金保険の資格取得手続が行われ、健康保険被保険者証が発行された形跡は見当たらない。

また、申立人と同様に中学卒業後会社の寮に住み込んで勤務していた同僚の記録を見ると、入社後すぐには厚生年金保険に加入しておらず、同社の厚生年金保険の取り扱いとして、採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させる慣行があったものと推認される。

さらに、同社は昭和 39 年 6 月 5 日に全喪しており、人事記録及び賃金台帳等の関連資料は無く、申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 31 年 7 月 15 日まで
② 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 12 月 28 日まで

私は、昭和 29 年から 35 年まで A 委員会 B 課の所管する全国各地の国宝、重要文化財建築の保存工事の技術者として従事していたが、C 工事事務所及び D 工事事務所の期間の厚生年金保険の記録がもれているため、当該期間について被保険者期間であったことを認め、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、E 市職員退職年金等に関する条例に基づく退職一時金を支給された書類が保管されており、当時 E 市職員の共済組合に加入していたことが明らかで、厚生年金保険には加入していなかったことが確認できる。

また、申立期間②については、F 庁が保管している D 工事報告書によると、申立人の氏名が記載されており、勤務していたことは確認できる。しかし、当時の同僚 2 名の年金加入記録では、共に申立期間②の時期は厚生年金保険未加入であり、工事に従事する者については、厚生年金保険は適用されていなかったと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を有していない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。